

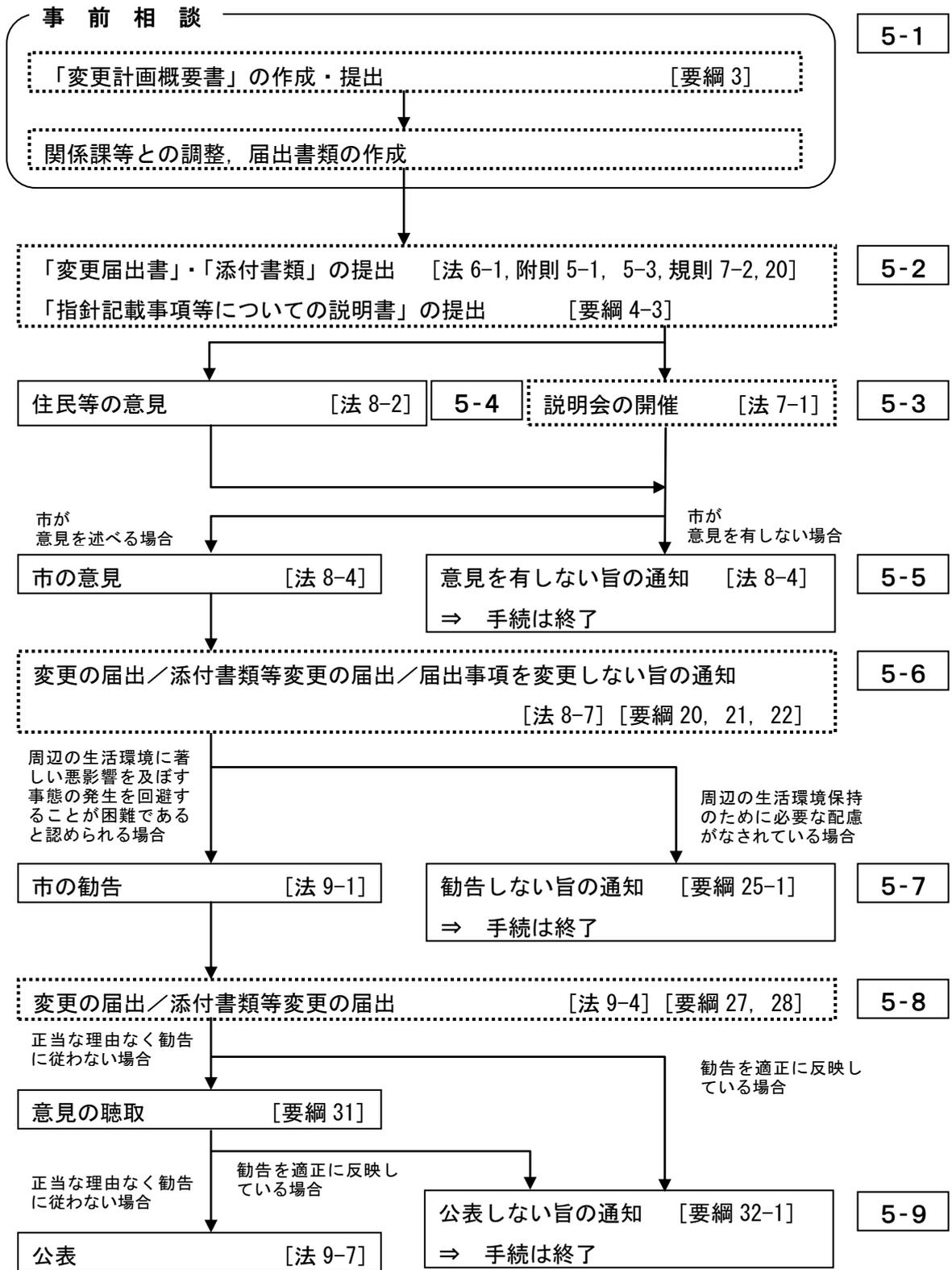
I-5 法第6条第2項・法附則第5条第1項(第3項)の規定に基づく変更の手続を行うとき

- ※「大規模小売店舗の新設をする日」
- ※「大規模小売店舗内の店舗面積の合計」
- ※「大規模小売店舗の施設の配置に関する事項」
- ※「大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項」

大店法第3条により公示済みの既存店舗については、立地法附則の規定が適用されます。したがって、法施行後の最初の変更は、法附則第5条の変更となりますので、5-11を参照してください。

【手続の流れ】

解説



(注)

設置者が行う手続

市が行う手続

※ただし、5-10に述べる軽微な変更（8か月制限の除外規定）の場合及び説明会を掲示により代えることができる変更の場合は、異なる手続の流れになります。

5-1 事前相談 法に基づく手続が円滑に行われるよう、事前相談・協議をお願いします。

(1) 「変更計画概要書」の作成 [要綱3]

大規模小売店舗に関して、店舗面積や施設の配置・運営方法について、周辺的生活環境に影響が予想される大幅な変更を行う場合は、法に基づく届出事項・添付書類及び指針に基づく配慮事項等を把握するため、変更計画概要書（以下「概要書」という。）を作成してください。

概要書の各記載項目及び注意点については、様式集の「出店計画概要書及び変更計画概要書の作成について」を参照してください。

概要書は、10部提出してください。

(2) 事前相談

概要書提出後は、届出手続について、提出書類等の確認をします。また、必要に応じて、市関係課等と変更計画についての協議・調整をしてください。

これは、関連法令・条例等との整合性を図り、手続途上での計画内容の変更（別途変更の届出・手続が必要となることがあります。）を可能な限り避けるためです。

(3) 届出を要さない変更について [法6-2] [規則7]

法第6条第2項ただし書きの規定による、変更届出書の提出を要さない変更は、次のとおりです。

- 1 大規模小売店舗を新設する日の「繰り下げ」をする場合
- 2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計を「減少」させる場合
- 3 店舗面積の増加で、増加部分の面積が「1割以下」の場合
(それまでの届出面積が10,000㎡以下の場合)
- 4 店舗面積の増加で、「1,000㎡以下」の増加の場合
(それまでの届出面積が10,000㎡以上の場合)
- 5 駐車場又は駐輪場の収容台数の「増加」をする場合
- 6 荷さばき施設の面積の「増加」をする場合
- 7 廃棄物等の保管施設の容量の「増加」をする場合
- 8 開店時刻の「繰り下げ」又は閉店時刻の「繰り上げ」をする場合
- 9 災害、工事等により「一時的に」変更を行う場合

※法附則第5条第1項（第3項）に基づく変更の場合、上記に該当する場合も届出が必要です。

（5-11 大店法に基づいて開店している大規模小売店舗の手続について）参照

5-2 変更届出書（大規模小売店舗を設置している者の変更事項届出書）

(1) 届出書・添付書類 [法 6-2] [法附則 5-1, 5-3] [規則 7-2, 20] [要綱 4]

届出書の様式〈規則様式第 3〉〈規則様式第 8〉に従って届出書を作成してください。

また、届出書には「添付書類」を添付する必要があります。 [法 5-2] [法 6-3]

○添付書類

法及び規則に基づく「添付書類」の項目のうち、変更となるものを抜き出し、規則第 4 条第 1 項第 1 号から順にまとめ、添付書類を作成してください。どの書類を添付する必要があるかについては、次ページに標準的な例を示していますが、店舗の規模や変更の内容によって変わることがありますので、事前に相談してください。

○提出部数

届出書・添付書類は、13部（正本1部，写し12部）提出してください。[要綱 4-2]

○変更の制限

「大規模小売店舗の新設をする日」「大規模小売店舗内の店舗面積の合計」「大規模小売店舗の施設の配置に関する事項」の変更の場合、届出書提出後 8 か月は届出事項の変更をすることができません。 [法 6-4]

※市が法第 6 条第 4 項ただし書きの規定による軽微な変更と認めたものについては、届出書提出後 8 か月を経過しなくとも届出事項の変更を行うことができます。

（事前に「軽微変更適用申出書」の提出が必要です。）（5-10 参照）

(2) 指針記載事項等についての説明書 [要綱 4-3]

○指針記載事項等についての説明書

大規模小売店舗の変更計画について、指針に対する配慮事項等を把握するため、「指針記載事項等についての説明書」（以下「説明書」という。）を提出してください。

○提出部数

説明書は、13部提出してください。

※届出書・添付書類，説明書の各記載項目及び注意点については、様式集の「届出書・添付書類及び指針記載事項等についての説明書の作成について」を参照してください。

※届出書の提出後、公告（掲示場への掲示等）及び 4 か月間の縦覧（場所：福山市経済環境局経済部産業振興課及び企画総務局企画政策部情報管理課）を行います。

添付書類一覧表

| 添付書類 | 6-1 | 6-2 | | | | | | | | |
|--|-----|---------|------------|------------|-------------|--------------|--------------|------------|------------|-------------|
| | | 店舗面積の合計 | 駐車場位置・収容台数 | 駐輪場位置・収容台数 | 荷さばき施設位置・面積 | 廃棄物保管施設位置・面積 | 小売業開店時刻・閉店時刻 | 駐車場利用可能時間帯 | 駐車場出入口数・位置 | 荷さばき作業可能時間帯 |
| ①法人にあってはその登記事項証明書 | △ | | | | | | | | | |
| ②主として販売する物品の種類 | △ | ○ | | | | | | | | |
| ③建物の位置図（建物配置図） その建物内の小売業を行うための店舗の用に供される部分の配置を示す図面（各階平面図） | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | | ○ | |
| ④必要な駐車場の収容台数を算出するための来客の自動車の台数等の予測の結果及びその算出根拠 | | ○ | ○ | | | | | | | |
| ⑤駐車場の自動車の出入口の形式又は来客の自動車の方向別台数の予測の結果等駐車場の自動車の出入口の数及び位置を設定するために必要な事項 | | ○ | ○ | | | | | | ○ | |
| ⑥来客の自動車を駐車場に案内する経路及び方法 | | ○ | ○ | | | | | | ○ | |
| ⑦荷さばき施設において商品の搬出入を行うための自動車の台数及び荷さばきを行う時間帯 | | △ | | | ○ | | △ | | | ○ |
| ⑧遮音壁を設置する場合にあっては、その位置及び高さを示す図面 | | △ | △ | | △ | △ | △ | △ | △ | △ |
| ⑨冷却塔、冷暖房設備の室外機又は送風機を設置する場合にあっては、それらの稼働時間帯及び位置を示す図面 | | △ | | | | △ | ○ | | | |
| ⑩平均的な状況を呈する日における等価騒音レベルの予測の結果及びその算出根拠 | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | △ | ○ |
| ⑪夜間において大規模小売店舗の施設の運営に伴い騒音が発生することが見込まれる場合にあっては、その騒音の発生源ごとの騒音レベルの最大値の予測の結果及びその算出根拠 | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| ⑫必要な廃棄物等の保管施設の容量を算出するための廃棄物等の排出量等の予測の結果及びその算出根拠 | | ○ | | | | ○ | △ | | | |

○は、通常必要な書類、△は、場合により必要な書類

5-3 説明会の開催

(1) 説明会の開催方法 [法 7-1] [規則 11-1]

届出者は、届出書を提出した日から2か月以内に説明会を開催してください。

説明会の開催方法は、次のとおりです。

| | |
|------|--|
| 会場 | 市内で、店舗近辺の相当な人数を収容できる施設 [会場の選定にあたっては、周辺市町住民の参加の利便にも配慮してください。] |
| 開催回数 | 原則1回の開催ですが、周辺に与える影響が大きく相当数の方が説明会に参加することが必要と認める場合は、3回を限度として市が開催回数を指定します。 [要綱 11] |

なお、説明会の開催を予定する日時及び場所を定めようとするときは、市の意見を聴くことができます。
[法 7-3]

※市が、軽微な変更と認めたもの（5-10参照）については、説明会を開催する必要はありません。

※市が規則第11条第2項の規定による説明会を掲示により代えることができる変更と認めたもの（5-10参照）については、説明会を開催する必要がなく、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に届出等の要旨を掲示することにより行うことになります。

(2) 説明会開催の公告 [法 7-2] [規則 12] [要綱 13]

説明会の開催日の1週間前までに、説明会開催の公告を行う必要があります。

| | |
|------|---|
| 方法 | 当該大規模小売店舗の立地場所から半径1km以内で購読され、かつ、時事に関する事項を掲載する当該区域内の概ね半数以上の世帯で購読されている1紙又は複数紙の主要な日刊新聞紙に開催の案内を掲載するか、又は、チラシを折り込むことにより行ってください。 |
| 公告内容 | <ul style="list-style-type: none">・当該大規模小売店舗の名称、所在地・当該大規模小売店舗を設置する者、当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称、住所・当該大規模小売店舗内の店舗面積の合計・開催日時、開催場所・説明会に関する問い合わせ先 |

(3) 説明会実施状況報告書の作成 [要綱 15]

説明会の開催後、説明会の開催状況をまとめた報告書を作成し、10部提出してください。

記載項目 〈要綱様式第14〉の各項目に従って実施状況を記載してください。

提出時期 説明会終了後、すみやかに（1週間程度）提出してください。

(4) 説明会を掲示により代えることができる変更の場合 [規則 11-2] [要綱 12]

市が、規則第 11 条第 2 項の規定により説明会を掲示により代えることができると認められた変更については、次の方法による掲示を行うことで説明会の開催に代えることができます。

| | |
|------|--|
| 掲示方法 | 店舗敷地内の見やすい場所に「変更届出書・添付書類」及び「説明書」の要旨を掲示します。 |
| 掲示期間 | 変更届出書の縦覧が行われている期間（届出概要の公告の日から 4 か月間）掲示します。 |

※届出書に併せて「説明会掲示適用申出書」〈要綱様式第 8〉を 10 部提出してください。
(5-10 参照)

(5) 説明会が開催できないとき [法 7-4] [規則 13] [要綱 14] [要綱 17]

規則第 13 条第 1 項の事由により説明会を開催することができないときは、すみやかに市と協議してください。

※別途、「説明会開催不能申出書」〈要綱様式第 11〉を 10 部提出してください。

※周知が終了した場合には、「説明会に代わる周知状況報告書」〈要綱様式第 18〉を 1 部提出してください。

5-4 住民等の意見

住民その他、大規模小売店舗の周辺地域の生活環境保持のために大規模小売店舗の設置者が配慮すべき事項について意見を有する者は、届出の公告の日から 4 か月以内に、市に対して意見を述べることができます。 [法 8-2]

意見書〈要綱様式第 20〉の提出は、福山市経済環境局経済部産業振興課に持参、郵送により行うこととします。 [要綱 18]

意見は、その概要を公告し、公告の日から 1 か月間縦覧します。 [法 8-3]

5-5 市の意見／意見を有しない旨の通知

市は、提出された届出書・添付書類・説明書の内容をもとに、住民等の意見を考慮し、指針に照らし合わせて、届出書の提出から 8 か月以内に市の意見の有無及び内容の決定をします。 [要綱 19]

(1) 市の意見 [法 8-4]

市が意見を述べる場合、意見の通知により、届出者にその旨を通知します。 [要綱 19-1]

意見は、その概要を公告し、公告の日から 1 か月間縦覧します。 [法 8-6]

(2) 意見を有しない旨の通知 [法 8-4]

市が意見を有しない場合は、届出者に意見を有しない旨を通知します。 [要綱 19-1]

意見を有しない旨を公告します。 [要綱 19-3]

意見を有しない旨の通知を行った場合、その通知をもって法の手続は終了し、届出者は「変更届出書」の提出の日から 8 か月以内であっても変更を行うことができます。 [法 8-5]

5-6 変更の届出／添付書類等変更の届出／届出事項を変更しない旨の通知

市の意見を受けた場合、届出者は、変更計画が指針の配慮事項を十分反映させたものが再度検討し、次の(1)～(3)のいずれかの方法により届出・通知を行います。

○提出部数 [要綱 20, 21, 22]

届出書・通知書・添付書類は、25部（正本1部，写し24部）提出してください。

○変更の制限

届出・通知後2か月間は大規模小売店舗の変更はできません。 [法 8-9]

○変更に係る部分の説明資料の作成

次の(1)及び(2)の届出を行う場合、当該変更内容に係る説明資料を届出に添付して、25部提出してください。 [要綱 20-2, 21-1・21-2]

(1) 変更の届出 [法 8-7] [要綱 20]

再検討の結果、届出事項（法 5-1，規則 3 に掲げる各項目）を変更する場合は、「届出事項変更届出書」〈規則様式第 5〉を作成し、提出してください。

また、届出事項の変更に伴い添付書類（規則 4-1 に掲げる各項目）の記載内容が変更となる場合、変更に係る添付書類もあわせて提出してください。 [法 8-8]

※ 変更届出書の提出後、届出の概要を公告し、公告の日から4か月間縦覧します。

[法 8-8]

(2) 添付書類等変更の届出 [要綱 21]

再検討の結果、届出事項（法 5-1，規則 3 に掲げる各項目）を変更せず、添付書類（規則 4-1 に掲げる各項目）又は説明書（要綱 4-2）の記載内容のみを変更する場合は、「市の意見に対する添付書類等変更届」〈要綱様式第 24〉を作成し、変更後の当該添付書類を添えて提出してください。

※「市の意見に対する添付書類等変更届」の提出にあたっては、届出事項を変更しなくても、市の意見が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

※添付書類等変更の届出は、届出事項の変更とならないため、法の上では「届出事項を変更しない旨の通知」の扱いとなります。 [法 8-7]

※届出の提出後、届出があった旨を公告し、公告の日から4か月間縦覧を行います。

[要綱 23]

(3) 届出事項を変更しない旨の通知 [法 8-7, 要綱 22]

再検討の結果、届出事項（法 5-1，規則 3 に掲げる各項目）・添付書類（規則 4-1 に掲げる各項目）及び説明書（要綱 4-3）の記載事項のいずれもの項目を変更しない場合は、「届出事項を変更しない旨の通知書」〈要綱様式第 25〉を作成し、提出してください。 [要綱 22-1]

なお、通知書には、届出事項・添付書類・説明書の変更を行わなくとも当該大規模小売店舗の周辺地域に著しい悪影響を及ぼさないことを証する資料を添付してください。

[要綱 22-2]

※「届出事項を変更しない旨の通知」の提出にあたっては、市の意見が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

※通知の提出後、通知があった旨を公告し、公告の日から4か月間縦覧します。 [要綱 23]

5-7 市の勧告／勧告しない旨の通知

市は、5-6の届出・通知があった日から2か月以内に、提出された届出書・通知書・添付書類・説明書・変更に係る説明資料をもとに、指針に照らし合わせて、市の勧告〔法9-1〕の有無及び内容の決定をします。〔要綱25〕

(1) 市の勧告 〔法9-1〕

市が勧告を行う場合、届出者にその旨を通知します。〔要綱25-1〕

また、市の勧告は、その内容を公告し、公告の日から1か月間縦覧します。

〔法9-3〕〔要綱26〕

(2) 勧告しない旨の通知 〔要綱25-1〕

市が勧告しない場合、届出者にその旨を通知します。

勧告しない旨の通知を行った場合、その通知をもって法の手続は終了し、届出者は5-6の届出・通知を行った日から2か月経過後に変更内容を実施することができます。

5-8 変更の届出／添付書類等変更の届出

市の勧告の通知を受けた場合、届出者は、変更計画が指針の配慮事項を十分反映させたものか再度検討し、次の(1)・(2)いずれかの方法により市に必要な届出を行います。

○提出部数

届出書・添付書類は、25部（正本1部、写し24部）提出してください。

〔要綱27-1, 28〕

○届出の期限

届出者は、勧告の通知を受けた場合、勧告を行った日から2か月以内に(1)・(2)の届出を行ってください。

2か月を経過しても届出のない場合は、勧告に従う意思がないものとみなし、公表に向けた手続に入ることになります。〔要綱25-3〕

○変更に係る部分の説明書の作成

(1)・(2)の届出を行う場合、当該変更内容に係る説明資料を届出に添付して、25部提出してください。〔要綱27-2, 28〕

(1) 変更の届出 〔法9-4〕

再検討の結果、届出事項（法5-1, 規則3に掲げる各項目）を変更する場合は、「届出事項変更届出書」〈規則様式第6〉により届出書を作成し、提出してください。

また、届出事項の変更に伴い添付書類（規則4-1に掲げる各項目）の記載内容が変更となる場合、変更に係る添付書類もあわせて提出してください。〔法9-5〕

※変更届出書を提出後、届出の概要を公告し、公告の日から4か月間縦覧をします。

〔法9-5〕

(2) 添付書類等変更の届出 [要綱 28]

再検討の結果、届出事項（法 5-1、規則 3 に掲げる各項目）を変更せず、添付書類（規則 4-1 に掲げる各項目）又は説明書（要綱 4-2）の記載内容のみを変更する場合は、「勧告に対する添付書類等変更届」〈要綱様式第 30〉を作成し、変更後の当該添付書類を添えて提出してください。

※「勧告に対する添付書類等変更届」の提出にあたっては、届出事項を変更しなくても、市の勧告の内容が十分反映できるかどうか、慎重に検討してください。

※届出の提出後、届出があった旨を公告し、公告の日から 4 か月間縦覧します。

[要綱 29]

5-9 公表／公表しない旨の通知

市は、提出された 5-8 の届出書（添付書類等変更の届出書を含む）・添付書類・説明書の内容をもとに、市の勧告〔法 9-1〕を適正に反映しているかどうか審査を行い、公表の有無の決定をします。

(1) 公表 [法 9-7]

① 意見の聴取 [要綱 31]

5-8 の届出の内容が市の勧告を適正に反映していない場合、又は 5-8 の届出を行わないなどにより市の勧告に従わない場合、届出者に対して書面により意見の聴取を行います。意見の聴取を行う旨の通知を受けたときにはすみやかに（回答期限を設けた場合は期限までに）回答してください。

※届出者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、届出者が所在不明で意見聴取の通知ができないときは、意見聴取を行わないこともあります。

② 公表の決定

市は、5-8 の届出の内容や意見聴取の結果をもとに、勧告に従わない旨の公表（法 9-7）の有無の決定をします。

市による公表は、掲示場への掲示その他適切な方法により行います。 [要綱 33-1]

市が公表を行った場合、届出者へ公表を行った旨を通知します。 [要綱 33-2]

(2) 公表しない旨の通知

5-8 の届出の内容が市の勧告を適正に反映している場合等公表する必要がないと決定したときは、公表しない旨の通知により届出者にその旨を通知します。 [要綱 32-1]

公表しない旨の通知を行った場合、その通知をもって法の手続は終了します。

5-10 軽微な変更／説明会を掲示により代えることができる変更について

大規模小売店舗の周辺地域の生活環境に与える影響がほとんどない変更については、法に基づく手続を軽減する規定があります。

○軽微な変更

⇒ 法第6条第4項「当該届出の日から8か月を経過した後でなければ、当該届出に係る変更を行ってはならない。」の除外規定

対象：店舗に附属する施設の位置の変更であって、大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響が当該変更前に比して変化しないと市が認めるもの [規則8]

○説明会を掲示により代えることができる変更

⇒ 説明会を、当該大規模小売店舗の立地する敷地内の見やすい場所に、届出等の要旨を掲示することにより行う規定

対象：大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境に与える影響がほとんどなく、説明会を開催する必要がないと市が認めるもの [規則11-2]

(1) 軽微な変更，説明会を掲示により代えることができる変更手続内容

市が軽微な変更又は説明会を掲示により代えることができる変更と認めた場合、届出後の手続の内容は次のとおりとなります。

| | 通常の手続 | 軽微変更の手続 | 説明会を掲示に代える手続 |
|-----------------------|-------|---------|--------------|
| 8か月制限 [法6-4] | あり | なし | あり |
| 説明会の開催 (5-3) | 開催 | 不要 | 掲示 |
| 住民等の意見 (5-4) | あり | あり | あり |
| 市の意見・意見を有しない旨の通知(5-5) | あり | なし | あり |
| 市の意見以降の手続 | あり | なし | あり |

(2) 軽微な変更の認定手続 [規則8] [要綱9]

軽微な変更として手続を行うには、市が軽微な変更として認めるための手続が必要です。

○軽微変更適用申出書

軽微な変更として変更の手続を行おうとするときは、法第6条第2項の規定による変更届出書に併せて「軽微変更適用申出書」〈要綱様式第3〉を10部提出してください。

[要綱9-1]

※軽微変更適用申出書の提出にあたり、申出書にその変更が「軽微な変更である」ことを証する資料を10部添付してください。

[要綱9-2]

○軽微変更適用承認・不承認の通知

市は、上記の内容を審査し、1か月以内の軽微な変更該当すると認める（認めない）ことに決定し、軽微変更適用についての承認・不承認通知書により届出者に通知します。

[要綱9-4]

軽微な変更として認めた場合、法第6条第2項の規定による変更届出書を「軽微な変更」として取り扱います。

また、軽微な変更として認めない場合、届出者は通常の変更手続が必要となります。

(3) 説明会を掲示により代えることができる変更の認定手続 [要綱 12]

説明会を掲示により代えることができる変更として手続を行うには、市が説明会を掲示により代えることができる変更として認めるための手続が必要です。

○説明会掲示適用申出書

説明会を掲示により代えることができる変更として変更の手続を行おうとするときは、法第6条第2項の規定による変更届出書に併せて「説明会掲示適用申出書」〈要綱様式第8〉を10部提出してください。 [要綱 12-1, 12-3]

※説明会掲示適用申出書の提出にあたり、申出書にその変更が「説明会を掲示により代えることができる（周辺の生活環境に与える影響がほとんどない）」ことを証する資料を10部添付してください。 [要綱 12-2]

○説明会掲示適用承認・不承認の通知

市は、上記の内容を審査し、1か月以内に説明会を掲示に代えることができる変更該当すると認める（認めない）ことに決定し、説明会掲示適用についての承認・不承認通知書により届出者に通知します。 [要綱 12-4]

説明会を掲示に代えることができる変更として認めた場合、法第6条第2項の規定による変更届出書を「説明会を掲示により代えることができる変更」として取り扱い、掲示により説明会の開催を代えることができます。（掲示の方法については5-3参照）

また、説明会を掲示により代えることができる変更として認めない場合、届出者は通常の説明会を開催することになります。

○説明会に代わる掲示の実施状況報告書

掲示期間終了後、「説明会に代わる掲示の実施状況報告書」〈要綱様式第16〉を1部提出してください。 [要綱 16-1, 16-2]

5-11 大店法に基づいて開店している大規模小売店舗の手続について

「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（大店法）に基づく届出後、大店法第3条第2項により公示され、調整が終了した店舗で、法施行時に既に開店及び平成13年1月末までに開店・増床などの変更を行う大規模小売店舗（以下「既存店」という。）は、法施行時に法に基づく手続を行う必要はありません。

[法附則4] [法附則5-2]

既存店の変更で、最初に行う変更手続は、次のとおりです。[法附則5-1] [法附則5-3]

(1) 法に基づく手続が必要となる変更

大店法に基づく開店・変更後、次の変更を行おうとするときは、法附則第5条第1項（法附則第5条第3項の規定により準用する場合を含みます。）の規定に基づく届出・手続が必要です。

| | | |
|---|---------------------------------|-----------|
| 1 | 大規模小売店舗内の店舗面積の合計 | [法5-1(4)] |
| 2 | 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項 | [法5-1(5)] |
| | ・ 駐車場の位置及び収容台数 | [規則3-1] |
| | ・ 駐輪場の位置及び収容台数 | [規則3-1] |
| | ・ 荷さばき施設の位置及び面積 | [規則3-1] |
| | ・ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量 | [規則3-1] |
| 3 | 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項 | [法5-1(6)] |
| | ・ 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻 | [規則3-2] |
| | ・ 来客が駐車場を利用することができる時間帯 | [規則3-2] |
| | ・ 駐車場の自動車の出入口の数及び位置 | [規則3-2] |
| | ・ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯 | [規則3-2] |

① 開店済みの既存店が6月1日以降に行う最初の変更について [法附則5-1 本文]

法第5条第4号～第6号の事項（前枠内の事項）を初めて変更する場合には、事前（第4号及び第5号の変更については8か月前まで）に届出が必要です。

② 開店済みの既存店が法施行後8か月以内に施行時の面積を超える変更を行う場合

[法附則5-1 括弧書き]

大店法により提出された店舗面積の増加を伴うテナントの入店や店舗面積の増加についての届出等（大店法第5条第1項、第6条第1項又は第2項の届出）の内容が法の施行後8か月以内（平成13年1月31日まで）に、実施された場合には、これらの増加した店舗面積での営業の開始以降に、法第5条第1項第4号～第6号の事項（前枠内の事項）を初めて変更するときに、法による届出が必要となります。

※既存店については、法附則第5条第1項（第3項）の規定に基づく届出を行った時点で法の枠組みに組み込まれるため、届出を要さない変更（5-1参照）の場合であっても届出が必要です。

※「大規模小売店舗の名称・所在地（住居表示変更等によるもの）」「大規模小売店舗の設置者・小売業者の名称、住所、代表者氏名（法人の場合）」の変更のみを行おうとする場合、法に基づく届出の必要はありません。

(2) 届出項目／概要書・説明書の記載項目

法附則第5条第1項（第3項）の規定に基づく変更の届出の際、変更しようとする項目のほか、法第5条第1項第1号、第2号又は第4号から第6号までに掲げる事項で変更しない項目についても届出を行うこととなります。 [法附則 5-1]

(3) 手続の流れ

法附則第5条第1項（第3項）に基づく変更の届出は、法第6条第2項の規定による届出とみなされます。 [法附則 5-4]

このため、変更の手続は、「法第6条第2項の規定に基づく変更の手続」と同様の流れで手続を行うこととなります。

※法附則第5条第1項（第3項）の規定に基づく変更の届出の場合においても、概要書・説明書の作成をお願いしています。（5-1参照）

※法附則第5条第1項（第3項）の規定に基づく変更の届出のうち、変更事項以外の事項については、説明会、住民等の意見等一連の手続の対象となりません。 [法附則 5-5]

(4) 法附則第5条第1項（第3項）に基づく変更後に届出事項の変更を行おうとするとき

法附則第5条第1項（第3項）に基づく変更の手続・変更を行った後、届出事項の変更を行おうとするときは、法第6条第1項又は第2項の規定による手続を行うこととなります。